

令和4年度 川越市保育所入所基準指数表

◎基準指数

就 労 形 態 等	詳 細 等	指 数
就 労	時間数(月間)150～	21
	時間数(月間)140～149	19
	時間数(月間)130～139	17
	時間数(月間)120～129	15
	時間数(月間)110～119	13
	時間数(月間)100～109	11
	時間数(月間)64～99	9
内 職		8
就 労 内 定	時間数(月間)120～	14
	時間数(月間)64～119	8
就 労 誓 約 書		5
出 産		25
傷 害 ・ 疾 病 (保護者／診断書等)		22
看 護 ・ 介 護	同居	18
	別居	17
通 学		18
通 学 予 定		7
障 害 者 手 帳	1・2級	25
	3級	22
療 育 手 帳	①・A	25
	B・C	22
精 神 障 害	手帳所持者・45条該当 ※精神保健及び精神障害者福祉法第45条に定める精神障害者保健福祉手帳	25
災 害 復 旧		21
DV 被 害		40

○審査方法について

- ・児童の入所指数は、基準指数と調整指数の合計となります。
- ・入所指数の高い方から保育の実施決定をします。
- ・入所指数が並んだ場合、希望の高い順から決定します。
- ・DV被害の場合、別途ひとり親の確認書類があれば調整指数が加点されます。

◎調整指数

保護者等の状況	指 数
ひとり親家庭	40
父母不存在	60
認可外保育施設を含む市内の教育・保育施設に勤務(内定含む)する保育士・幼稚園教諭・保育教諭	6
生活保護	3
65歳未満祖母同居(保育が必要な旨の証明なし)	-5
自営で協力者	-2

児童の状況等	指 数
兄弟姉妹が同時に新規申請する場合	3
保育所等に在園する児童(1号認定含む)の兄弟姉妹が新規申請する場合	3
兄弟姉妹(1号認定含む)が在園する保育所等に転園申請する場合	7
地域型保育事業の卒園児童(当該施設を卒園し継続して新規申請する場合に加点)※	21
地域型保育事業の卒園児童(当該施設を卒園し継続して連携施設を新規申請する場合に加点)※	7
障害児	12
兄弟姉妹が障害児(看護・介護の場合に加点)	3
被虐待児	25

※地域型保育事業の卒園児童の指数(21点)と連携施設の新規申請の指数(7点)は重複して加点され28点となります

○入所指数と希望順が並んだ場合の優先順位

1	要支援・被虐待児
2	兄弟姉妹が障害児
3	ひとり親家庭・DV被害
4	出産
5	保護者障害あり
6	傷害・疾病
7	災害復旧
8	看護・介護
9	就労
10	通学

○就労世帯が同点、同希望順の場合の優先順位

1	兄弟姉妹の在園の有無
2	県外に単身赴任
3	勤務先所在地(市内、県内、県外に振り分けをし下記の順) ①県外・県外 ②県外・市外 ③市外・市外 ④県外・市内 ⑤市外・市内 ⑥市内・市内 ※就労先が2か所以上の場合、最も勤務時間が長い就労先で振り分けます。
4	就労時間(父母合計時間で10時間以上差がある場合)
5	残業時間(父母合計時間で10時間以上差がある場合)
6	多児童
7	短時間勤務取得(予定)の有無
8	保育料滞納の有無